（薬剤の支給）

第四条の四　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、当該薬局に提出しなければならない。

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の五　加入者が第四条の十三第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第九号及び次条第一項において同じ。）を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた場合で、事業団がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として加入者に支給することができる。

2　前項の規定による給付を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～八　［略］

九　限度額適用証を提出できなかつた理由

十　［略］

3　［略］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の六　前条の規定は、第四条の十三第五項の規定により限度額適用証を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

（特定疾病給付対象療養の認定）

第四条の九の二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定による事業団の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次に掲げる事項を、同項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）を経て、事業団に申し出なければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三・四　［略］

2～6　［略］

（薬剤の支給）

第四条の四　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、当該薬局に提出しなければならない。ただし、当該薬局から加入者証の提出を求められたときは、当該処方箋及び加入者証を（その者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の五　加入者が第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を医療機関に提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた場合で、事業団がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として加入者に支給することができる。

2　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～八　［同上］

九　第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出できなかつた理由

十　［同上］

3　［同上］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の六　前条の規定は、第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

（特定疾病給付対象療養の認定）

第四条の九の二　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三・四　［同上］

2～6　［同上］